

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」 (2022年3月改訂版) **改訂部分の読み方**

目次 (抜粋)

事業モデル (許可・登録が必要)

運送主体別事業モデルチャート
許可・登録モデル A (NPO などによる輸送)17
許可・登録モデル B (市町村による輸送)19
許可・登録モデル C (4条ぶら下がり)21

事業モデル (許可・登録が不要)

許可登録不要モデル A (NPO などが実施、利用者の負担なし) 23
許可登録不要モデル B (市町村が実施、利用者の負担なし)25
許可登録不要モデル C (利用者が燃料代を負担、市町村からの補助あり) 27
許可登録不要モデル D (利用者が燃料代を負担、市町村からの補助なし)29
許可登録不要モデル E (訪問型サービスB 又はD として実施)31
許可登録不要モデル F (会費や施設利用料で運営)33

通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」
は変わらず



許可・登録を要しない運送で行うとき まとめ

参照：国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」2022年3月改定版

利用者から**団体**が収受できるもの

・ 自発的な謝金や寄付

※以下の要件と併用○

- ・ ガソリン代実費・道路通行料・有料駐車場代
(保険に係る費用は×)

・ 付添や見守に係る人件費

①乗車前・降車後の付添・見守

②生活援助と一体の送迎（乗車中の時間も算定可）

・ 利用調整に係る人件費

・

団体が**運転ボランティア**に供与できるもの

- ・ 人件費（運転役務等に係る報酬を含む）

- ・ ガソリン代実費

- ・ 車両提供に係る費用（自動車保険料等）

自治体が**団体**や**ボランティア**に支援できること

- ・ 補助金の拠出

- ・ 介護予防ボランティアポイントの付与

- ・ 車両の提供（リース料を含む）

- ・ 維持費（自動車税、車検、駐車場代等）

- ・ 自動車保険など各種保険料



運転することへの報酬を団体が負担するのは○ 自治体からの補助は？ 利用者からの受け取り方は？

■国土交通省に問い合わせると・・・「運転者には報酬は一切払ってはいけない」と説明される場合があります。しかし、雇用職員が運転することは以前から可能でした。**ボランティアも職員も**、組織の所属員であり、個人で活動しているわけではないため、取り扱いが統一されました。

■**総合事業**に基づく「ボランティア奨励金」は、運転以外の行為に対して支払われるため、運送の対価とはみなされません。

介護予防・日常生活支援総合事業上の位置づけ

- サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費など）や送迎前後の付き添い支援に係るボランティアに対する奨励金が補助対象となります。

運転者への支払い

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

運営費用・助成

● 補助に関する留意事項

≫ 運転者への報酬といった運転する行為への人件費については補助することはできません。

参考：一般介護予防事業の「ボランティアポイント」は、ボランティア自身の介護予防が目的のため、行為に関わらず運送の対価とはみなされません。

参照：国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」
2022年3月改定版 p24 ほか

事業モデル	特徴
運送者派遣 上の位置づけ	運送の対価を受け取らないため、運送運送法上の許可または登録は不要です。
運送者派遣 上の位置づけ	特殊の形態なし。
介護予防・日常生活支援総合事業 運送上の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護施設や病院への送迎を行う等、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる場合、訪問サービスなどの補助対象となるケースがあります。 ● サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費など）や送迎前後の付き添い支援に係るボランティアに対する奨励金が補助対象となります。 ● サービス運営上の準備としてボランティアや高齢者や高齢者ネットワークの研修等であれば、運営費の補助対象となるケースがあります。また、早期に開始するため、運営費・チェックリスト研修等の研修に追加の補助、運営費の補助を受けられる場合もあります。
利用者・対象者	特殊の要件なし。
運送主体	ボランティア団体、NPO、一般社団法人、一般財団法人、認可非営利団体、農協協同組合、農業生産者組合、医療法人、社会福祉法人、農工労働者、農工業、自治会、町内会など
運行時の責任	運送主体であるNPO等は、運行の業務とその範囲について責任を負うことになります。
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業費用（人材）は必要です。 ● 運送主体の所有車両（バス）を運行できます。 ● 運転ボランティアが持ち込む所有車両を使用することも可能です。 ● 施設貸用としてもバスやトラックの車両を使用することも可能です。
助成費	<ul style="list-style-type: none"> ● 運送主体が負担します。 ● 助成費から、必要な車両の購入費、車検等の送迎の整備費用、社会福祉活動費等について補助を受けることが可能です。 ● 助成費が負担する車両を無償貸与してもらうことは可能です。
運転者	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一種運転免許で運転可能です。 ● 運転者は運送主体の職員又はボランティアです。
運転者への報酬	<ul style="list-style-type: none"> ● 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。
運送の対価	特殊の要件なし。
運送費用・助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者から受け取ることができる金額の額は、運送に要した燃料費、運送運行代り取集代りのみです。 ● 上記以外の費用（管理料等）の負担を定めることはできません。
補助に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記の利用者の実費負担を越える費用は、自治体からの補助金などで賄います。 ● 助成費が可能な補助対象については、例えば以下のようになります。 ○ 輸送サービスの実行に要する人件費 ○ 補助に関する留意事項 ○ 運転者への報酬といった運転する行為への人件費については補助することはできません。 ○ その他、このパンフレットについては補償範囲にこの限りです。

事業モデル（許可・登録が不要）

道路運送法上の許可・登録を要しない運送の場合
(参考) 利用者から受け取れるお金 & ボランティアに渡せるお金の関係

